

ガ水第8-125号 糸魚川市ガス事業託送供給約款料金改定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、ガス事業託送供給約款料金改定支援業務委託（以下「本業務」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、要件等に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務委託の概要

(1) 件名

ガ水第8-125号 糸魚川市ガス事業託送供給約款料金改定支援業務

(2) 業務内容

別紙1「ガ水第8-125号 糸魚川市ガス事業託送供給約款料金改定支援業務 仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点のものであり、今後の打合せで変更する可能性がある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで

(4) 提案上限額

8,063,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 選定方式 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、プロポーザル参加申請書受付期限の日において次に掲げる参加要件をすべて満たす者であること。なお、その後に応募に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(3) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、国又は地方公共団体から本業務と同種・同等の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績があること。

(4) 糸魚川市から入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 令和7・8年度糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていること。

4 実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公募開始（糸魚川市ホームページ掲載）	令和8年5月11日（月）
質問の受付期限	令和8年5月18日（月）午後5時
質問回答	令和8年5月22日（金）
プロポーザル参加申請書受付期限	令和8年5月27日（水）午後5時
企画提案書の受付期限	令和8年6月11日（木）午後5時
書類選考	令和8年6月12日（金）～6月18日（木）
審査の結果通知	令和8年6月22日（月）
優先交渉権者との協議、調整 （仕様書の細部調整、契約締結 等）	令和8年6月22日（月）～

5 質問及び回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問書（様式1号）に記入し、件名を「【事業者名】糸魚川市ガス事業託送供給約款料金改定支援業務質問書」として電子メールに添付して提出すること。送信後に必ずガス水道局へメール送信した旨を電話すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年5月18日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和8年5月22日（金）に質問要旨及び回答を糸魚川市ホームページに掲載する。

※質問者の名称は非公表とする。

6 参加申請書等の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次による参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

書類名	提出部数
プロポーザル参加申請書（様式2号）	1部
会社概要（様式任意、パンフレット等可）	1部
業務実績（事業者）（様式3号） ※実績を示す契約書等の資料を添付すること。	1部

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時

までとする。

(4) 辞退

参加申請書を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加事業者は、以下により必要書類を提出すること。なお、提出された書類はその理由に関わらず返却しない。

(1) 提出書類

書類名	提出部数
企画提案書	7部
見積書	1部

(2) 企画提案書作成の留意事項

ア 企画提案書の様式は任意とする。

イ 企画提案書の表紙に事業者名を記入すること。なお、押印は不要とする。

ウ 用紙は、原則A4判とし、長辺とじの両面印刷とする。ただし、図面等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

エ 企画提案書の枚数は、表紙及び目次を除き20ページ以内とする。なお、見積書の枚数は別とする。

オ ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号とし、各ページの下部に印字のこと。

カ 記載内容については、文書又は図等で簡潔、明瞭に表現すること（専門用語を多用せず、平易な表現とする）。また、文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとする。

(3) 見積書作成の留意事項

ア 見積書は、本業務に要する経費について、仕様書及び提案内容に基づき、適正に積算すること。

イ 見積書は、積算の内訳を明示すること。

ウ 見積書の合計金額には、消費税及び地方消費税を含めること。

エ 見積書の宛先は、「糸魚川市長」とすること。

オ 見積書には、代表者印を押印すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時まで（必着）

8 優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査方法

別途設置する審査委員会が、評価基準に基づき書類審査を行い、本業務の優先交渉権者を選定する。なお、参加者が1者の場合でも審査は実施するものとする。

(2) 審査日程

本実施要領「4 実施スケジュール」のとおり

(3) 審査要領

ア 優先交渉権者の選定は評価者が行い、定められた項目について審査する。

イ 選定審査項目ごとに行い、それぞれの項目の得点の合計を総合得点として、最も点数の高い者を優先交渉権者、次点の者を次順位優先交渉権者とする。

(4) 審査基準項目及び評価点

ア 評価者による審査項目の審査基準及び評価点は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
業務遂行能力	ア 糸魚川市託送供給約款を理解しているか。 イ ガス事業法、ガス事業託送収支計算規則及びガス事業託送供給約款料金算定規則を理解しているか。 ウ 業務を遂行する上で十分な体制が確保されているか。 エ 円滑な事業遂行が可能なスケジュールであるか。	20
業務実績	ア 類似業務の受注実績があり、企画力・専門性・獨創性を生かして成果を上げているか。	10
企画提案	ア 事業の趣旨・目的・条件を理解した提案内容であり、仕様書の各業務に対し、具体的な業務内容（進め方や手続きなど）が示されているか。 イ 本市との役割分担は明確に示され、本市担当者の業務負担を少なくする提案となっているか。 ウ 具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 エ 本業務を円滑に実施するための必要な支援内容が提案されているか。 オ 業務目的の達成に向け、期待のできる提案内容であるか。	50
業務経費	ア 見積金額は提案内容に対して適当であるか。	20

9 審査の結果通知

審査結果は、令和8年6月22日（月）に、本プロポーザルに参加したすべての者に電子メ

ールで通知するとともに、市ホームページで審査結果の概要を公開する。

なお、審査内容や結果に対する質問、異議は、一切受け付けない。

10 契約の締結

(1) 市は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(2) 市は、優先交渉権者又は次順位交渉権者と協議が整った場合に、提案上限額の範囲内で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

(2) 参加資格要件を欠く場合

(3) 見積金額が提案上限額を超える提案を行った場合

(4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合

(6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 その他

(1) このプロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外の目的には無断で使用しない。

(3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上掲載すること。

(4) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、市はいかなる責任も負わない。

(5) この要領に定めのない事項については、市及び審査委員会において協議して決定する。

13 問合せ・書類提出先

〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号

糸魚川市ガス水道局経営係 担当：横川

電話：025-552-1540

E-mail: gas@city.itoigawa.lg.jp